

公 告

市有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 4 年 1 月 2 0 日

岩倉市長 久保田桂朗

- 1 一般競争入札に付する物件
以下の物品を入札に付し、売り払う。
（自動車）

区分 番号	財産名称	初年度 登録年月	排気量 （１）	走行距離 （km）	車検	予定価格 （円）	入札保証金 （円）
1	トヨタ クラウン ロイヤルサルーン	平成 8 年 5 月	2. 99	69, 619	一時抹 消登録	30, 000	3, 000

※予定価格とは、あらかじめ岩倉市が定めた最低売払価格をいう。

- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
本入札に参加する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。
- (1) 令第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項各号に該当すると認められる者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）に該当する者。法人にあっては、役員など（法人の役員又はその支店若しくは営業所などを代表する者をいう）が暴力団員に該当する者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者
- (4) 日本語を完全に理解できない者
- (5) 岩倉市が定めるガイドライン及び K S I 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
- (6) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格等を有していない者
- 3 入札の参加申込み等に関する事項
一般競争入札に参加しようとする者は、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という）の画面上で参加申し込みなどの一連の手続きを行うこと。
- (1) 参加仮申込み
令和 4 年 1 月 20 日（木）午後 1 時から

令和 4 年 2 月 8 日（火）午後 2 時まで

- (2) 参加申込み（本申込み）

仮申込みを行った者は、令和 4 年 2 月 8 日（火）までに入札保証金を納付し、公有財産売却一般競争入札参加申込書に以下の必要書類のうち 1 通を添付して岩倉市に提出すること。期限までに提出しない者は、入札に参加することはできない。

<必要書類>

法人の場合	①商業登記簿謄本（コピー可） ②印鑑登録証明書（印鑑証明書）（コピー可）
個人の場合	①住民票の写し（コピー可） ②印鑑登録証明書（印鑑証明書）（コピー可） ③運転免許証のコピー（裏面も含む） ④個人番号カードのコピー（表面のみ） ⑤在留カード又は特別永住者証明書（裏面も含む）

※岩倉市受付時において①・②は発行後 3 ヶ月以内のもの、③・④・⑤については有効期限内のものに限る。

<提出場所>

〒4 8 2－8 6 8 6

愛知県岩倉市栄町一丁目 66 番地

岩倉市総務部行政課

<提出期限>

令和 4 年 2 月 8 日（火）までに必着。

- 4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 岩倉市総務部行政課行政グループ
- (2) 期間 令和 4 年 1 月 20 日（木）午後 1 時から
令和 4 年 3 月 1 日（火）午後 1 時まで

- 5 下見会の期間及び場所等

- (1) 期間
令和 4 年 1 月 24 日（月）から令和 4 年 2 月 4 日（金）まで（土曜日・日曜日は除く。）
※午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで
- (2) 場所
岩倉市役所地下駐車場（岩倉市栄町一丁目 6 6 番地）
- (3) 参加方法
事前予約制とし、参加希望者は令和 4 年 1 月 31 日（月）までに岩倉市総務部行政課に電話予約（電話番号：0 5 8 7－3 8－5 8 0 4、受付：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土曜日・日曜日を除く。））し、岩倉市が指定した時間及び場所に集合すること。

- 6 入札等の場所及び期間

- (1) 場所
岩倉市役所 3 階行政課行政グループ

(2) 入札期間

令和4年2月22日（火）午後1時から

令和4年3月1日（火）午後1時まで

(3) 開札

令和4年3月1日（火）午後1時から

7 入札の方法

(1) 売却システムに入札金額を登録する。なお、この登録は一度しか行うことができない。

(2) 郵便による入札書の提出は認めない。

8 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、3の手続きと共に定められた入札保証金を指定された納付方法により納付すること。

(1) 入札保証金の納付は、クレジットカードによる納付のみとする。売却システムの売却物件詳細画面から公有財産売却の参加仮申込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付すること。

(2) 落札者の納付した入札保証金は、契約保証金及び売却代金に充当する。

(3) 落札者以外の者には、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行わない。

(4) 落札者が、岩倉市が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は岩倉市に帰属する。

9 入札の無効

2に示した入札参加資格のない者のした入札及び岩倉市が定めるガイドラインに違反した入札は無効とする。

10 落札者の決定の方法

入札期間終了後、岩倉市は開札を行い、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。なお、落札者の決定に当たっては、落札者の会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなす。

11 契約及び保証金に関する事項

落札者は、落札決定後、岩倉市からの契約締結に関する案内に従い岩倉市と契約を締結しなければならない。

(1) 契約締結期限

令和4年3月11日（金）午後5時まで

なお、落札者が契約締結期限までに契約しなかったとき又は2(1)から(6)までに該当する者であることが判明した場合は、売却の決定は取り消される。

(2) 契約保証金

8の(2)により、入札保証金を契約保証金に充当する。

(3) 契約に際しては、岩倉市から契約書（2通）を送付するので、落札者は必要事項を記

入・押印の上、契約締結期限までに岩倉市に直接持参又は郵送すること。

12 売払代金の納付

落札者は契約締結後、売払代金の納付期限までに指定された納付方法により売払代金の残金を一括で納付すること。なお、売払代金のほか、契約費用、運搬費用、公租公課、自動車損害賠償責任保険料等、本件契約の締結及び履行に関する一切の費用は落札者の負担とする。

(1) 売払代金納付期限

令和4年3月15日（火）午後2時30分まで

(2) 納付方法

売払代金は、岩倉市が発行する納付書により納付すること。なお、岩倉市が納付期限までに売払代金の納付を確認できることを条件とする。

(3) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、売却価格から契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引き、自動車リサイクル料金を合計した金額となる。

13 所有権の移転及び名義変更

(1) 売却物件の所有権は、落札者が売払代金の残金を納付した時点で移転するものとする。（契約を締結していることを条件とする。）

(2) 引渡しの期限は、所有権移転の日から30日以内とする。30日以内に売却物件が引き取られない場合、岩倉市は契約を解除することができるものとする。

(3) 引渡しに要する費用及び所有権移転に要する費用などは、落札者の負担とする。

(4) 岩倉市から交付した登録に要する書類について、紛失・書き損じなどによる再発行は行わない。

14 その他

(1) 売却物件は、経年による劣化、使用によるキズ及び不具合が複数箇所あるので、十分理解した上で入札すること。また、岩倉市は契約不適合責任を負わない。

(2) 本件契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担とする。

15 問合せ先

愛知県岩倉市栄町一丁目66番地

岩倉市総務部行政課行政グループ

電話番号 0587-38-5804

E-mail gyousei@city.iwakura.lg.jp